

3 既登記の会社の商号の登記について

(1) 商号の登記の更正及び変更の登記

従来から、定款で定める商号にローマ字を用いることは差し支えないとされているため、**定款上は商号中にローマ字を用い、登記上はその部分を片仮名で表記している会社が存在する。**

このような会社については、1839号通達により、登記の**更正の**手続に準じて、当事者の申請により登記上の商号を訂正することができるものとされた。

これに対し、**定款上、日本文字により商号を表記している会社がローマ字商号を登記するためには、定款の変更手続が必要であり、これに基づいて変更の登記を申請することになる。**

なお、既登記の会社がその商号をローマ字商号とするために登記の更正又は変更の登記を申請する場合においても、ローマ字商号が従来の商号の類似商号に該当する限り（後記第3参照）、他社がそのローマ字商号を登記することはできないことから、優先的取扱い等の特段の措置は採らないこととされた。

(2) 改正省令の施行前から、定款上、商号にローマ字を用いている場合の取扱い

登記の更正（商業登記法（昭和38年法律第125号）（以下「商登法」という。）第107条）の手続に準じて、処理する（定款上の商号のローマ字部分を片仮名で表記した商号を登記している場合に限る。）。)

ア 登記の事由及び登記すべき事由

「商号の更正」及び「商号を何何と更正」とする。

イ 添付書面

会社の定款（商登法第107条第2項本文）及び代理人により申請をする場合にはその権限を証する書面（商登法第18条）である。

ウ 登録免許税

登録免許税は、申請1件につき、本店所在地においては2万円、支店所在地においては6000円である（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第一第19号（一）ネ、（二）ロ）。

(3) 改正省令の施行後に定款変更をして商号にローマ字を用いる場合の取扱い

ア 登記の事由

「商号の変更」及び「平成何年何月何日商号の変更」とする。

イ 添付書面

株主総会議事録（総社員の同意があったことを証する書面又は社員総会議事録）（商登法第79条第1項、第54条、第77条、第94条）及び

代理人により申請をする場合にはその権限を証する書面（商登法第18条）である。

ウ 登録免許税

登録免許税は、申請1件につき、本店所在地においては3万円、支店所在地においては9000円である（登録免許税法別表第一第19号（一）ツ、（二）イ）。

（4）定款の記載例と登記の区分について

定款の記載例により、(2)及び(3)のいずれの取扱いをすべきかを示すと、次のとおりである。

定款上の記載例	登記の区分
第1条 当社は、エイビーシービジネスサービス株式会社と称する。英文では、ABC Business Service Co., Ltd.と表示する。	この会社の商号は、「エイビーシービジネスサービス株式会社」である。したがって、商号の登記にローマ字を使用する場合には、商号の変更の申請を要する。
第1条 当社は、ABCビジネスサービス株式会社と称する。登記上は、エイビーシービジネスサービス株式会社と表示する。英文では、ABC Business Service Co., Ltd.とする。	この会社の商号は、「ABCビジネスサービス株式会社」である。したがって、商号の登記にローマ字を使用する場合には、商号の登記の更正を申請することができる。

（5）商号の登記の変更（更正）ができない場合

類似商号の禁止は、(2)の登記の更正又は(3)の商号の変更の登記の場合にも適用される。したがって、例えば、同市町村内に次表のとおり2社の登記がある場合において、それぞれ「ISO株式会社」とする商号の登記の更正又は変更の登記の申請は、いずれも他社の商号の類似商号となることから、することができない。

既登記商号	定款上の商号	登記の可否
イソ株式会社	ISO株式会社	既にアイエスオー株式会社という類似の商号の登記があるので、登記することはできない。
アイエスオー株式会社	アイエスオー株式会社	既にイソ株式会社という類似の商号の登記があるので、登記することはできない。